

一、枝川文部課主事 喜承 懸念 件

東京市土木局河港課技川一郎 様
岸一部地所在一ハ勝動橋 本カ屋一ノア 江川シ店レ
ルカ市役側ニ下リテハ該 本部職員立ヲ承シ現在人員
整理事業縮少年、細向一ノ桂シ末リ切りニアジレ
スルトコセアリ遂ニ本月廿日一ノ九名、賛同ヲ得テ
別紙嘆願書ヲ作成翌三十一日代表橋本富貴良等八名
ヲシテ細田所長ニ提出即時回答ヲ求メシメタリ然ル
ニ右ニ付シ細田所長ハ嘆願事項一一社シテハ言明、
限リニ非スニ、三ハ見解、相进ナリ四ハ考慮、五ハ作
業ニ大障ナキ場合ニ限り認容ス六ハ豫算ノ關係上不
能ナリ七八考慮スル者夫々面合シタルニ從業員側ハ
右及申(ニ通)候也

別紙

嘆願書

一處ニラ謙トシ辭去シタルカ市役本部ニアリテハ右
参加者ヲ文部員トナシ補ミラ聲明シ居レリ

右及申(ニ通)候也

一、職員連隊に於ける権利問題ナリテ
セ候事一、各職員連隊に於ける権利問題ナリテ

理由ニ云々本職員連隊はよりて終業日と、職員連隊の権利問題を進行して、
カリ職員はかゝる職員連隊に抱き及ぼすと、今時に今後職員は職員連隊に抱き及ぼす

二、不滿朝勅セ給付セヨリ職員連隊ナリテ

三、昇給考課公平性ナリテ

「理由ニ云々本職員連隊は公休日を勤務する故、然公休出勤と想ナリ」とし

「理由ニ云々本職員連隊は公休日を勤務する故、然公休出勤と想ナリ」とし

「理由ニ云々本職員連隊は公休日を勤務する故、然公休出勤と想ナリ」とし